

第三十三條の六中、「及び第八條第一項」を「、第八條第一項及び第十三條の二第二項」に改め、「立入検査等」の下に、「第三十一條第四項の検査」を加える。

第三十四條第二項中又は第三十一條第一項を「、第十三條の二第一項の規定による変更の登録若しくは仮登録の申請に対する処分、第三十一條第一項」に改め、「除く」の下に、「又は第三十一條の二の規定による命令の処分」を加える。

第三十五條の三第一号中、「から第十六條の二まで」を「、第十六條第一項、第二項及び第四項、第十六條の二」に改め、同条第四号中、「第三十一條第五項」を「第三十一條第六項」に改め、同条第五号中、「第三十一條第六項」を「第三十一條第七項」に改める。

第三十六條中、「一」を「いずれかに」に、「五十万円」を「百万円」に改め、同条第四号中、「第三十一條第三項」の下に、「又は第四項」を加え、「又は引渡し」を「若しくは引渡し又は施用」に改め、同条同条第六号とし、同条第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、同条第一号中、「第十九條第一項」の下に、「第二十一條の二、第二十一條の三第三項」を加え、同条を同条第二号とし、同条の次に次の一号を加える。

三 第十九條第三項の農林水産省令の規定による制限又は禁止に違反した者

第三十六條に第一号として次の一号を加える。

一 第四條若しくは第五條の規定による登録若しくは仮登録を受けず、普通肥料を業として生産し、若しくは輸入し、又は第四條、第五條若しくは第三十三條の二第一項の規定による登録若しくは仮登録を受けるに当たつて不正行為をした者

第三十六條に次の一号を加える。

七 第三十一條の二の規定による命令に違反した者

第三十七條中、「一」を「いずれかに」に、「三十万円」を「五十万円」に改め、第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

第三十八條中、「一」を「いずれかに」に、「二十万円」を「五十万円」に改め、同条第一号中、「第十五條」を「第十五條第一項」に改める。

第三十九條中、「一」を「いずれかに」に、「十万円」を「三十万円」に改める。

第四十條中、「又は人に対して」を「に対して」に改め、同条に次の二号を加える。

一 第三十六條第一号、第二号（第十九條第一項に係る部分に限る。）、第三号、第四号及び第七号 一億円以下の罰金刑

二 第三十六條（前号に係る部分を除く。）及び第三十七條から第三十九條まで 各本条の罰金刑

第四十二條中、「第九條第四項」の下に、「第十五條第二項」を加え、「第三十一條第五項」を「第三十一條第六項」に、「五十万円」を「十万円」に改める。

（薬事法の一部改正）

第二條 薬事法（昭和三十五年法律第四百五号）の一部を次のように改正する。

目次中、「第八十三條の二」を「第八十三條の五」に改める。

第八十三條中、「及び次条第三項」を「、次項及び第八十三條の四第三項（第八十三條の五第二項において準用する場合を含む。）」に、「第十四條第五項」を「第十四條第二項第二号中、又は」とあるのは、「若しくは」と、認められるとき」とあるのは、「認められるとき、又は申請に係る医薬品が、その申請に係る使用方法に従い使用される場合に、当該医薬品が有する対象動物（牛、豚その他の食用に供される動物として農林水産省令で定めるものをいう。以下同じ。）についての残留性（医薬品の使用に伴いその医薬品の成分である物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を含む。）が動物に残留する性質をいう。以下同じ。）の程度からみて、その使用に係る対象動物の肉、乳その他の食用に供される生産物で人の健康を損なうものが生産されるおそれがあることにより、医薬品として使用価値がないと認められるとき」と、同条第五項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 農林水産大臣は、前項の規定により読み替えて適用される第十四條第一項（第二十三條において準用する場合を含む。）若しくは第七項（第十九條の二第四項及び第二十三條において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）又は第十九條の二第一項の承認の申請があつたときは、当該申請に係る医薬品につき前項の規定により読み替えて適用される第十四條第二項第二号（残留性の程度に係る部分）及び第二十三條において準用する厚生労働大臣の意見を聴かなければならない。

第八十三條の二 前条第一項の規定により読み替えて適用される第十二條第一項の許可（医薬品の製造業に係るものに限り、）を受けた者でなければ、動物用医薬品（専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品をいう。以下同じ。）の製造をしてはならない。

2 前条第一項の規定により読み替えて適用される第十二條第二項の許可（医薬品の輸入販売業に係るものに限り、）を受けた者でなければ、動物用医薬品の輸入をしてはならない。

3 前二項の規定は、試験研究の目的で使用するために製造又は輸入をする場合その他の農林水産省令で定める場合には、適用しない。

（使用の禁止）

第八十三條の三 何人も、直接の容器又は直接の被包に第五十條（第八十三條第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する事項が記載されている医薬品以外の医薬品を対象動物に使用してはならない。ただし、試験研究の目的で使用する場合その他の農林水産省令で定める場合は、この限りでない。

第十條に次の一条を加える。

（その他の医薬品の使用の規制）

第八十三條の五 農林水産大臣は、対象動物に使用される蓋然性が高いと認められる医薬品（動物用医薬品を除く。）であつて、適正に使用されるのでなければ対象動物の肉、乳その他の食用に供される生産物で人の健康を損なうおそれのあるものが生産されるおそれのあるものについて、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、農林水産省令で、その医薬品を使用することができる対象動物、対象動物に使用する場合における使用の時期その他の事項に関し使用者が遵守すべき基準を定めることができる。

2 前項の基準については、前条第二項及び第三項の規定を準用する。この場合において、同条第二項中、「動物用医薬品」とあるのは、医薬品」と、同条第三項中、「前二項」とあるのは、「第八十三條の五第一項及び第八十三條の五第二項において準用する第八十三條の四第二項」と読み替えるものとする。

第八十四條に次の一号を加える。

十七 第八十三條の二第一項若しくは第二項、第八十三條の三又は第八十三條の四第二項（第八十三條の五第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

第八十六條第一項第十五号を削る。

（農薬取締法の一部改正）

第三條 農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

第九條の次に次の一条を加える。

（回収命令等）

第九條の二 農林水産大臣は、販売者が前条第一項若しくは第二項又は第十四條第三項の規定に違反して農薬を販売した場合において、当該農薬の使用に伴つて第三條第一項第二号から第七号までの各号のいずれかに規定する事態が発生することを防止するため必要があるときは、その必要の範囲内において、当該販売者に対し、当該農薬の回収を図ることその他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第十條に次の一条を加える。

（その他の医薬品の使用の規制）

第八十三條の五 農林水産大臣は、対象動物に使用される蓋然性が高いと認められる医薬品（動物用医薬品を除く。）であつて、適正に使用されるのでなければ対象動物の肉、乳その他の食用に供される生産物で人の健康を損なうおそれのあるものが生産されるおそれのあるものについて、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、農林水産省令で、その医薬品を使用することができる対象動物、対象動物に使用する場合における使用の時期その他の事項に関し使用者が遵守すべき基準を定めることができる。

2 前項の基準については、前条第二項及び第三項の規定を準用する。この場合において、同条第二項中、「動物用医薬品」とあるのは、医薬品」と、同条第三項中、「前二項」とあるのは、「第八十三條の五第一項及び第八十三條の五第二項において準用する第八十三條の四第二項」と読み替えるものとする。

第八十四條に次の一号を加える。

十七 第八十三條の二第一項若しくは第二項、第八十三條の三又は第八十三條の四第二項（第八十三條の五第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

第八十六條第一項第十五号を削る。

（農薬取締法の一部改正）

第三條 農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

第九條の次に次の一条を加える。

（回収命令等）

第九條の二 農林水産大臣は、販売者が前条第一項若しくは第二項又は第十四條第三項の規定に違反して農薬を販売した場合において、当該農薬の使用に伴つて第三條第一項第二号から第七号までの各号のいずれかに規定する事態が発生することを防止するため必要があるときは、その必要の範囲内において、当該販売者に対し、当該農薬の回収を図ることその他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第十條に次の一条を加える。

（その他の医薬品の使用の規制）

第八十三條の五 農林水産大臣は、対象動物に使用される蓋然性が高いと認められる医薬品（動物用医薬品を除く。）であつて、適正に使用されるのでなければ対象動物の肉、乳その他の食用に供される生産物で人の健康を損なうおそれのあるものが生産されるおそれのあるものについて、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、農林水産省令で、その医薬品を使用することができる対象動物、対象動物に使用する場合における使用の時期その他の事項に関し使用者が遵守すべき基準を定めることができる。

2 前項の基準については、前条第二項及び第三項の規定を準用する。この場合において、同条第二項中、「動物用医薬品」とあるのは、医薬品」と、同条第三項中、「前二項」とあるのは、「第八十三條の五第一項及び第八十三條の五第二項において準用する第八十三條の四第二項」と読み替えるものとする。

第八十四條に次の一号を加える。

十七 第八十三條の二第一項若しくは第二項、第八十三條の三又は第八十三條の四第二項（第八十三條の五第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

第八十六條第一項第十五号を削る。

（農薬取締法の一部改正）

第三條 農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

第九條の次に次の一条を加える。

（回収命令等）

第九條の二 農林水産大臣は、販売者が前条第一項若しくは第二項又は第十四條第三項の規定に違反して農薬を販売した場合において、当該農薬の使用に伴つて第三條第一項第二号から第七号までの各号のいずれかに規定する事態が発生することを防止するため必要があるときは、その必要の範囲内において、当該販売者に対し、当該農薬の回収を図ることその他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第十條に次の一条を加える。

（その他の医薬品の使用の規制）

第八十三條の五 農林水産大臣は、対象動物に使用される蓋然性が高いと認められる医薬品（動物用医薬品を除く。）であつて、適正に使用されるのでなければ対象動物の肉、乳その他の食用に供される生産物で人の健康を損なうおそれのあるものが生産されるおそれのあるものについて、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、農林水産省令で、その医薬品を使用することができる対象動物、対象動物に使用する場合における使用の時期その他の事項に関し使用者が遵守すべき基準を定めることができる。